

公 共 下 水 道 管 渠 清 掃 業 務 委 託 仕 様 書

第1章 総 則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、勝山市（以下、「当市」という。）が管理する下水道管路施設内の清掃工に適用する。
- (2) 図面に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、図面（以下、「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は、当市と受注者との協議により決定する。

(4) 業務内容

管渠清掃	L=5, 101m	人孔清掃	N=15 箇所
管路施設清掃工			
高压洗浄車清掃工	管径 250mm以下	L=5, 101m	
1～3 号人孔		N=8 箇所	
特殊人孔		N=7 箇所	
管路施設調査工			
目視調査工		N=153 箇所	
報告書作成		N=153 箇所	

2. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、当市の発議により、監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を指示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

3. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、清掃作業（以下、「作業」という。）を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則など、並びに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

① 労働基準法	(昭和 22 年法律第 49 号) 及び同法関連法規
② 労働者災害補償保険法	(昭和 22 年法律第 50 号) 及び同法関連法規
③ 消防法	(昭和 23 年法律第 186 号) 及び同法関連法規
④ 建設業法	(昭和 24 年法律第 100 号) 及び同法関連法規
⑤ 建築基準法	(昭和 25 年法律第 201 号) 及び同法関連法規
⑥ 港湾法	(昭和 25 年法律第 218 号) 及び同法関連法規
⑦ 毒物及び劇物取締法	(昭和 25 年法律第 303 号) 及び同法関連法規
⑧ 道路法	(昭和 27 年法律第 180 号) 及び同法関連法規
⑨ 下水道法	(昭和 33 年法律第 79 号) 及び同法関連法規
⑩ 中小企業退職金共済法	(昭和 34 年法律第 160 号) 及び同法関連法規
⑪ 道路交通法	(昭和 35 年法律第 105 号) 及び同法関連法規

- ⑫ 河川法 (昭和 39 年法律第 167 号) 及び同法関連法規
 - ⑬ 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 及び同法関連法規
 - ⑭ 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号) 及び同法関連法規
 - ⑮ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 及び同法関連法規
 - ⑯ 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号) 及び同法関連法規
 - ⑰ 酸素欠乏症等防止規則 (昭和 47 年労働省令第 42 号) 及び同法関連法規
 - ⑱ 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 及び同法関連法規
 - ⑲ 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号) 及び同法関連法規
 - ⑳ 勝山市公害防止条例 (平成 16 年勝山市条例第 24 号) 及び同法関連法規
- (2) 使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。
- なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

4. 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、作業に着手すること。
- ① 業務主任技術者届
 - ② 工程表
 - ③ 職務分担表
 - ④ 緊急連絡届
 - ⑤ 清掃作業計画書
 - ⑥ 清掃土砂運搬車両使用届
 - ⑦ 酸素欠乏危険作業主任者届
- (酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付のこと)
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。
- (3) 受注者は、作業が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。
- ① 完了届
 - ② 出来高調書
 - ③ 作業記録写真
 - ④ 完了図書 1 式
 - ⑤ 請求書
- (4) 前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

5. 官公署への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

6. 現場体制

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに代理人及び下水管渠清掃の経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (3) 受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業に行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。
- (4) 受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

7. 地先住民等との協調

- (1) 受注者は、作業を実施するにあたり、地先住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。

8. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに現状復旧すること。
- (2) 受注者は、作業にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

9. 作業記録写真

受注者は、次の各項に従って、作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督員に提出すること。

- (1) 管きょ内から、作業前後の状況を同一方向で撮影すること。
ただし、管きょ内からの撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行うこと。
- (2) 人力または機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- (3) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、清掃作業計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管きょ等に入出入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その

指示に従うこと。

- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

4. 公衆公害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 現場及び作業員には、下水道管路施設内の清掃中であることを標識、ゼッケン及びビブス等により明示し、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

5. その他

- (1) 受注者は、作業にあたって、下水道施設の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに当市に届け出ること。

第3章 清掃及び調査工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、清掃作業計画書に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督員に報告した上で、作業に着手すること。
- (2) 作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 作業にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じるおそれがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法及び勝山市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- (6) 作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 作業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

2. 清掃工

- (1) 作業時間、作業範囲等
作業にあたっては、道路使用許可条件を厳守して、実施すること。
- (2) 土砂等の流下防止
作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出さ

せた場合は、影響区間の流出土砂等を受注者の責任で取り除くこと。

(3) 土砂等の積み込み、運搬

- 1) 受注者は、作業にあたって、十分な運搬車両を配置すること。
- 2) 運搬車両は、事前に当市に届け出を行うこと。
- 3) 運搬車両は、その使用にあたって、土砂等の流出・飛散、並びに臭気の漏洩のおそれのない構造の車両とすること。
- 4) 積み込みにあたっては、土砂等の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないように措置を講ずること。
- 5) 土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。
- 6) 土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。

(4) 土砂等の処分

- 1) 土砂中の汚泥は、勝山浄化センターに搬入すること。

(5) 機械による清掃作業

- 1) 高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により、管きょを損傷することのないよう、吐出圧に留意すること。

3. 調査工

(1) 目視調査

調査する場合は、マンホール内に調査員が入り、十分な照明のもとに土砂等の堆積状況、管きょの布設状況、浸入水、マンホール内のクラック、側壁・目地のずれ、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、蓋の磨耗度、蓋のがたつき・蓋違いの有無等のマンホール内の不良箇所を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

写真は、調査月日、異状内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。

(2) TV カメラ調査

本管内の状況をテレビカメラで調査し、各路線毎に管内の状況や不良箇所部等の写真撮影を行うものとする。

報告書には、管内の状況写真、調査月日、不良箇所があった際には異状内容、発生箇所(管内上流からの距離、断面での位置等)を明記したものを添付すること。

第4章 その他

1. 作業の完了

作業を終了し、所定の書類が提出された後、担当課の検収をもって完了とする。

2. 検査

- (1) 受注者は、検収のために必要な資料（完了図書等）を、監督員の指示に従い、提出すること。

3. その他

- (1) 作業箇所において、下水道施設に破損、不同沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに監督員に報告すること。
- (2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、作業遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。

箇所図



管路施設清掃箇所

	管種	形状	管径	区間距離	管渠延長
1	VU	円形	200	48.9	48
2	VU	円形	200	48.9	48
3	VU	円形	200	48.9	48
4	VU	円形	200	48.9	48
5	VU	円形	200	23.9	23
6	VU	円形	200	26.95	26.05
7	VU	円形	200	41.9	41
8	VU	円形	200	45.9	45
9	VU	円形	200	39.9	39
10	VU	円形	200	38.9	38
11	VU	円形	200	43.9	43
12	VU	円形	200	49.9	49
13	VU	円形	200	38.4	37.5
14	VU	円形	200	6.5	5.6
15	VU	円形	200	46.9	46
16	VU	円形	200	43.9	43
17	VU	円形	200	43.9	43
18	VU	円形	200	44.03	43.13
19	VU	円形	200	30.9	30
20	VU	円形	200	36.9	36
21	VU	円形	200	41.91	41.01
22	VU	円形	200	48.94	48.04
23	VU	円形	200	48.88	47.98
24	HP	円形	250	48.9	48
25	HP	円形	250	48.9	48
26	VU	円形	200	49.85	48.95
27	VU	円形	200	40.9	40
28	VU	円形	200	9.81	8.91
29	VU	円形	200	8.4	7.5
30	VU	円形	200	36.9	36
31	VU	円形	200	49.9	49
32	VU	円形	200	29.3	28.4
33	VU	円形	200	23.02	22.12
34	VU	円形	200	41.83	40.93
35	VU	円形	200	29.9	29
36	VU	円形	200	8.9	8
37	VU	円形	200	22.9	22

38	VU	円形	200	8.9	8
39	VU	円形	200	31.9	31
40	VU	円形	200	45.9	45
41	HP	円形	250	30.92	30.02
42	HP	円形	250	26.89	25.99
43	HP	円形	250	38.94	38.04
44	HP	円形	250	32.94	32.04
45	VU	円形	200	25.61	24.71
46	VU	円形	200	30.86	29.96
47	HP	円形	250	37.96	37.06
48	VU	円形	200	42.91	42.01
49	HP	円形	250	31.89	30.99
50	HP	円形	250	35.88	34.98
51	VU	円形	200	5.9	5
52	HP	円形	250	34.91	34.01
53	VU	円形	200	38.86	37.96
54	VU	円形	200	38.88	37.98
55	VU	円形	200	36.9	36
56	VU	円形	200	36.9	36
57	VU	円形	200	32.92	32.02
58	VU	円形	200	21.91	21.01
59	VU	円形	200	32.98	32.08
60	VU	円形	200	49.81	48.91
61	VU	円形	200	41.9	41
62	HP	円形	250	30.93	30.03
63	HP	円形	250	34.93	34.03
64	HP	円形	250	36.89	35.99
65	VU	円形	200	36.81	35.91
66	VU	円形	200	23.92	23.02
67	VU	円形	200	23.9	23
68	VU	円形	200	30.89	29.99
69	VU	円形	200	26.94	26.04
70	HP	円形	250	42.9	42
71	HP	円形	250	26.93	26.03
72	VU	円形	200	36.9	36
73	HP	円形	250	25.88	24.98
74	HP	円形	250	40.9	40
75	HP	円形	250	35.98	35.08
76	HP	円形	250	38.91	38.01

77	HP	円形	250	49.97	49.07
78	HP	円形	250	23.93	23.03
79	HP	円形	250	42.95	42.05
80	HP	円形	250	40.92	40.02
81	HP	円形	250	40.91	40.01
82	HP	円形	250	48.94	48.04
83	VU	円形	200	28.93	28.03
84	VU	円形	200	38.88	37.98
85	VU	円形	200	49.87	48.97
86	VU	円形	200	49.81	48.91
87	VU	円形	200	45.9	45
88	VU	円形	200	33.9	33
89	VU	円形	200	38.45	37.55
90	VU	円形	200	9.8	8.9
91	VU	円形	200	38.94	38.04
92	VU	円形	200	36.87	35.97
93	VU	円形	200	36.89	35.99
94	HP	円形	250	13.92	13.02
95	VU	円形	200	32.9	32
96	HP	円形	250	10.5	9.6
97	VU	円形	200	34.88	33.98
98	HP	円形	250	33.9	33
99	HP	円形	250	33.65	32.75
100	HP	円形	250	31.89	30.99
101	HP	円形	250	16.87	15.97
102	HP	円形	250	21.89	20.99
103	VU	円形	200	14.9	14
104	HP	円形	250	44.98	44.08
105	HP	円形	250	39.94	39.04
106	HP	円形	250	30.94	30.04
107	VU	円形	150	38.4	37.5
108	HP	円形	250	45.9	45
109	HP	円形	250	46.97	46.07
110	HP	円形	250	30.95	30.05
111	VU	円形	200	38.9	38
112	VU	円形	200	42.9	42
113	HP	円形	250	34.9	34
114	HP	円形	250	42.55	41.65
115	HP	円形	250	30.93	30.03

116	HP	円形	250	30.9	30
117	HP	円形	250	30.93	30.03
118	HP	円形	250	30.9	30
119	HP	円形	250	34.9	34
120	HP	円形	250	28.92	28.02
121	HP	円形	250	27.7	26.8
122	HP	円形	250	27.9	27
123	HP	円形	250	34.87	33.97
124	HP	円形	250	31.96	31.06
125	VU	円形	200	37.9	37
126	VU	円形	200	49.9	49
127	VU	円形	150	29.9	29
128	VU	円形	150	5.9	5.45
129	HP	円形	250	36.44	35.54
130	HP	円形	250	33.86	32.96
131	VU	円形	200	41.9	41.45
132	DCIP	円形	300	0	0
133	VU	円形	200	43.9	43.45
134	VU	円形	200	21.92	21.47
135	HP	円形	250	27.91	27.46
136	VU	円形	200	30.9	30.45
137	VU	円形	200	37.9	37.45
138	HP	円形	250	11.94	11.49
139	HP	円形	250	40.95	40.5
140	VU	円形	200	42.9	42.45
141	VU	円形	200	40.89	40.44
142	VU	円形	200	36.92	36.47
143	VU	円形	200	49.9	49.45
144	VU	円形	200	40.91	40.91
145	HP	円形	250	27.91	27.46
146	HP	円形	250	47.91	47.46
147	VU	円形	200	32.9	32.45
148	VU	円形	200	28.94	28.49
149	HP	円形	250	36.82	36.37
150	HP	円形	250	23.5	23.5
151	HP	円形	250	11.4	10.5
152	PRP	円形	150	23	22.25
153	PRP	円形	150	10	9.1
計					5101.17

目視調査箇所一覧 1 5 3 箇所

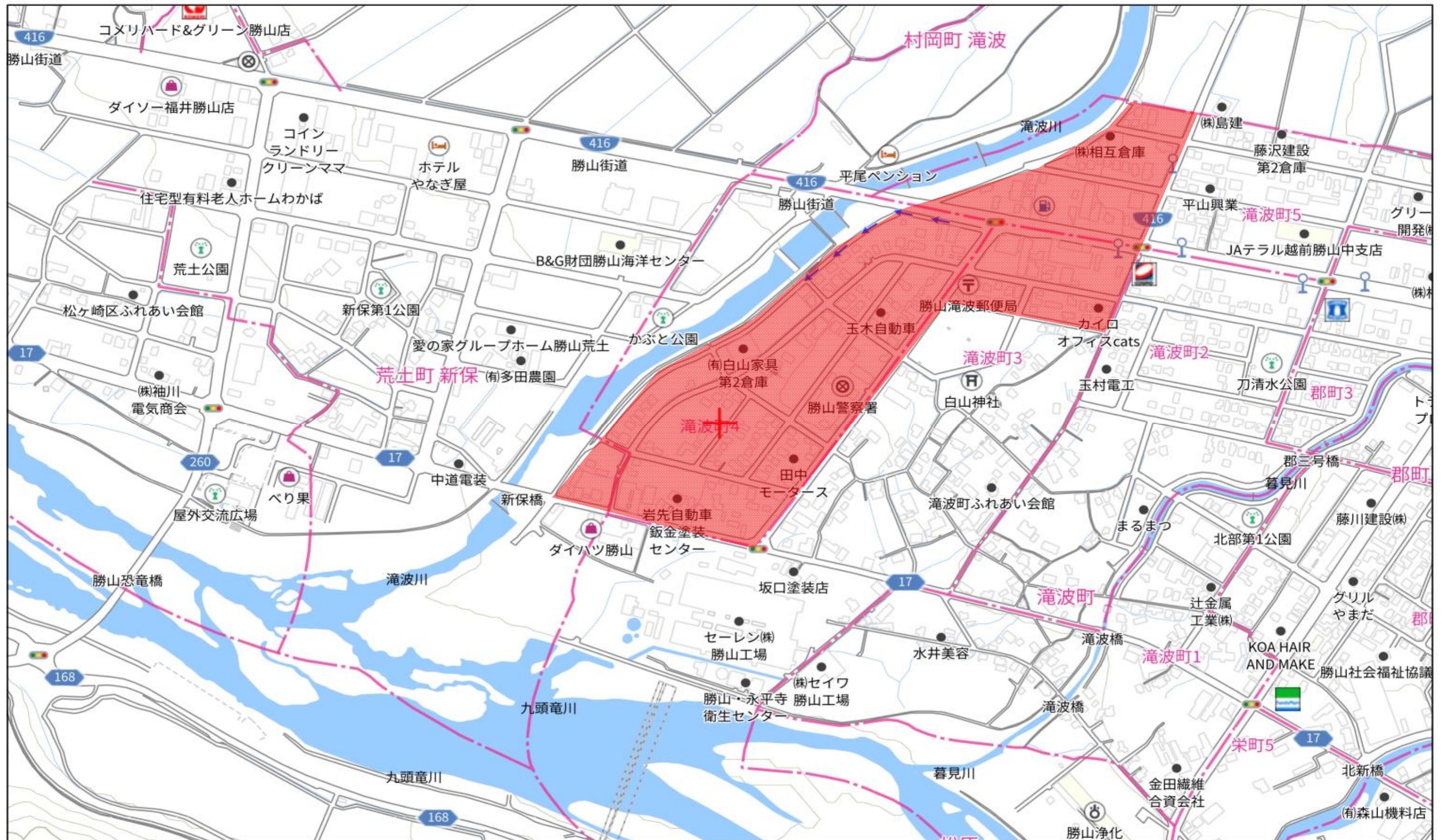
番号	分類
1	1号マンホール
2	1号マンホール
3	1号マンホール
4	1号マンホール
5	1号マンホール
6	1号マンホール
7	1号マンホール
8	1号マンホール
9	1号マンホール
10	1号マンホール
11	1号マンホール
12	1号マンホール
13	1号マンホール
14	1号マンホール
15	1号マンホール
16	1号マンホール
17	1号マンホール
18	1号マンホール
19	1号マンホール
20	1号マンホール
21	1号マンホール
22	1号マンホール
23	1号マンホール
24	1号マンホール
25	1号マンホール
26	1号マンホール
27	1号マンホール
28	1号マンホール
29	1号マンホール
30	1号マンホール
31	1号マンホール
32	1号マンホール
33	特1号マンホール
34	特1号マンホール
35	特1号マンホール
36	特1号マンホール
37	特1号マンホール
38	特1号マンホール

番号	分類
39	特1号マンホール
40	特1号マンホール
41	1号マンホール
42	1号マンホール
43	1号マンホール
44	1号マンホール
45	1号マンホール
46	1号マンホール
47	1号マンホール
48	1号マンホール
49	1号マンホール
50	1号マンホール
51	1号マンホール
52	1号マンホール
53	1号マンホール
54	1号マンホール
55	1号マンホール
56	1号マンホール
57	1号マンホール
58	1号マンホール
59	1号マンホール
60	1号マンホール
61	1号マンホール
62	1号マンホール
63	1号マンホール
64	1号マンホール
65	1号マンホール
66	1号マンホール
67	1号マンホール
68	1号マンホール
69	1号マンホール
70	1号マンホール
71	1号マンホール
72	1号マンホール
73	1号マンホール
74	1号マンホール
75	1号マンホール
76	1号マンホール

番号	分類
77	1号マンホール
78	1号マンホール
79	特1号マンホール
80	特1号マンホール
81	特1号マンホール
82	特1号マンホール
83	特1号マンホール
84	特1号マンホール
85	特1号マンホール
86	特1号マンホール
87	特1号マンホール
88	特1号マンホール
89	1号マンホール
90	1号マンホール
91	1号マンホール
92	1号マンホール
93	1号マンホール
94	1号マンホール
95	1号マンホール
96	1号マンホール
97	1号マンホール
98	1号マンホール
99	1号マンホール
100	1号マンホール
101	1号マンホール
102	1号マンホール
103	特1号マンホール
104	特1号マンホール
105	特1号マンホール
106	特1号マンホール
107	特1号マンホール
108	特1号マンホール
109	特1号マンホール
110	特1号マンホール
111	特1号マンホール
112	特1号マンホール
113	特1号マンホール
114	1号マンホール
115	1号マンホール

番号	分類
116	1号マンホール
117	1号マンホール
118	1号マンホール
119	1号マンホール
120	1号マンホール
121	1号マンホール
122	1号マンホール
123	1号マンホール
124	1号マンホール
125	1号マンホール
126	1号マンホール
127	1号マンホール
128	1号マンホール
129	1号マンホール
130	1号マンホール
131	1号マンホール
132	1号マンホール
133	1号マンホール
134	1号マンホール
135	1号マンホール
136	1号マンホール
137	1号マンホール
138	1号マンホール
139	1号マンホール
140	1号マンホール
141	1号マンホール
142	1号マンホール
143	1号マンホール
144	1号マンホール
145	1号マンホール
146	1号マンホール
147	1号マンホール
148	特1号マンホール
149	特1号マンホール
150	特1号マンホール
151	1号マンホール
152	1号マンホール
153	レジンマンホール

位置図



特殊人孔、1～3号人孔清掃箇所図

SCALE : Free

N : 下水道台帳番号
(汚水中継ポンプ所)

